

新宮市告示第 85 号

新宮市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 13 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（平成27年新宮市告示第61号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の表に対応する改正後の欄の表が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の表を削る。

改正後	改正前
(実施主体) 第2条 事業の実施主体は、新宮市とする。ただし、市は事業の一部又は全部を<u>契約締結施設（以下「実施施設」という。）</u>に委託することができる。この場合において、<u>実施施設</u>は、居室の確保及び食事のサービスの提供を行うとともに、心身機能の維持を図るための業務を行うこととする。 (保護に要する費用) 第8条 市は、実施施設に対し、<u>別表第1</u>に掲げる費用を支払うものとする。 (利用者負担額) 第9条 この事業の適用を受けた者は、<u>別表第2</u>に定める食事費及び居住費を負担しなければならない。	(実施主体) 第2条 事業の実施主体は、新宮市とする。ただし、市は事業の一部又は全部を<u>別表1の施設</u>に委託することができる。この場合において、<u>委託を受けた施設（以下「実施施設」という。）</u>は、居室の確保及び食事のサービスの提供を行うとともに、心身機能の維持を図るための業務を行うこととする。 (保護に要する費用) 第8条 市は、実施施設に対し、<u>別表2</u>に掲げる費用を支払うものとする。 (利用者負担額) 第9条 この事業の適用を受けた者は、<u>別表3</u>に定める食事費及び居住費を負担しなければならない。

改正後	改正前														
2 (略)	2 (略)														
	別表 1 (第 2 条関係)														
	<table> <tr> <th>実施施設名</th><th>住所</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム 温泉 ハウスくまの</td><td>新宮市蜂伏14-19</td></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム 黒潮 園</td><td>新宮市三輪崎2471- 1</td></tr> <tr> <td>合同会社嵯貞商店 丹鶴介 護サービスセンター</td><td>新宮市仲之町 3 - 1 - 5</td></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム 南紀 園 養護老人ホーム 南紀 園</td><td>太地町太地1770-15</td></tr> <tr> <td>老人保健施設 みさき</td><td>新宮市蜂伏14-27</td></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム 熊野 川園</td><td>新宮市熊野川町西 204- 1</td></tr> </table>	実施施設名	住所	特別養護老人ホーム 温泉 ハウスくまの	新宮市蜂伏14-19	特別養護老人ホーム 黒潮 園	新宮市三輪崎2471- 1	合同会社嵯貞商店 丹鶴介 護サービスセンター	新宮市仲之町 3 - 1 - 5	特別養護老人ホーム 南紀 園 養護老人ホーム 南紀 園	太地町太地1770-15	老人保健施設 みさき	新宮市蜂伏14-27	特別養護老人ホーム 熊野 川園	新宮市熊野川町西 204- 1
実施施設名	住所														
特別養護老人ホーム 温泉 ハウスくまの	新宮市蜂伏14-19														
特別養護老人ホーム 黒潮 園	新宮市三輪崎2471- 1														
合同会社嵯貞商店 丹鶴介 護サービスセンター	新宮市仲之町 3 - 1 - 5														
特別養護老人ホーム 南紀 園 養護老人ホーム 南紀 園	太地町太地1770-15														
老人保健施設 みさき	新宮市蜂伏14-27														
特別養護老人ホーム 熊野 川園	新宮市熊野川町西 204- 1														
別表第 1 (第 8 条関係)	別表 2 (第 8 条関係)														
(略)	(略)														
別表第 2 (第 9 条関係)	別表 3 (第 9 条関係)														
(略)	(略)														

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。